

研究ノート

明治時代の東京にあった外国公館(3)

川崎 晴朗

Ⅲ 1869年から1886年までの外交団・領事団の動き(2)	3
A 外交団(承前)	3
5. デンマーク	4
6. スペイン	7
7. 米国	10
8. フランス	13
9. イギリス	18
10. ハワイ	21
11. オランダ(のち、兼スウェーデン・ノルウェー)	24

[注]

1. 本稿全体の構成は次の通りである。

はしがき

Ⅰ 明治新政府と駐日外交団

Ⅱ 明治維新当時の外交団・領事団

Ⅲ 1869年から1886年までの外交団・領事団の動き

 A 外交団

 B 領事団

Ⅳ 1886年末の外交団・領事団

 A 外交団

 B 領事団

結びに代えて

このうち、「Ⅱ 明治維新当時の外交団・領事団」は(1)及び(2)に分割し、(1)は「はしがき」と共に『外務省調査月報』2010年度/No.2に掲載した。つづいて『月報』2012年度/No.1

では「Ⅱ 明治維新当時の外交団・領事団」(2)及び「Ⅲ 1869年から1886年までの外交団・領事団の動き」の「A 外交団」のうち、1. プロイセン(のち北ドイツ連邦、ドイツ)、2. オーストリア・ハンガリー、3. ベルギー及び4. 清国を取上げた。今回はⅢの「A 外交団」の残りの13ヵ国のうち、5. デンマークから11. オランダ(兼スウェーデン・ノルウェー)までを扱うこととする。Ⅲの「A 外交団」の12. イタリア―17. スイス、Ⅲの「B 領事団」及びⅣ「1886年末の外交団・領事団」は次回に回さざるを得なくなった点、御了解を得たい。

2. ⅢAに登場する17ヵ国のうち、スイスのみは1886年(明治19年)に至るも日本ではまだ公使館でなく総領事館によって代表されていた。次回に改めて述べるが、スイスの在日領事官は同国が1906年(明治39年)に日本にはじめて特命全権公使を派遣するまで、事実上外交使節の機能を果していたのである。このような「外交使節の性格をもつ領事官」は純粋に領事事務のみを扱う領事官とは区別する必要があるが、この区別を厳密に行なうことが実際には困難な場合がある(『外務省調査月報』1987年度/No.1の拙稿「江戸にあった外国公館」、32頁)。

1815年及び1818年、外交使節の階級を大使(ambassadors)、特命全権公使(envoys and ministers plenipotentiary)、弁理公使(駐在公使、ministers resident)及び代理公使(chargés d'affaires)の四つとすること、また代理公使は接受国の外務大臣の許に信任されることが成文により国際合意された。前記の拙稿「江戸にあった外国公館」で、幕末の日本にはこれら4階級に加えて「外交事務官」(diplomatic agentまたはdiplomatic representative)が任命されたと述べたが(93頁)、明治政府に対しても何人かの外交事務官が派遣された。代理公使と同様、外交事務官も日本の外務卿(1885年[明治18年]12月、内閣制度の導入後は外務大臣)に信任されたと考えられるが、関連情報がない。今後の検討課題としたい。

3. 本稿の基礎資料の一つは東京市役所(のち東京都)編『東京市史稿』であり、2012年度/No.1で『遊園篇』を、また今回は『港湾篇』をそれぞれ引用したが、最も頻繁に引用する『市街篇』については単に『東京市史稿』とする。

横浜で刊行されていた*The Japan Weekly Mail*は*JWM*として引用する。

4. 本稿の推測にわたる部分は筆者個人のものであることをお断りしたい。

III 1869年から1886年までの外交団・領事団の動き (2)

A 外交団 (承前)

The building occupied as the [British] Legation was part of a Buddhist temple, Tô-zen-ji, behind which lay a large cemetery. But our part of it had never been devoted to purposes of worship. Every large temple in Japan has attached to it a suite of what we might call state apartments, which are used only on ceremonial occasions once or twice in the year, but from time immemorial it has been the custom to accommodate foreign embassies in these buildings. A suitable residence for a foreign representative could not otherwise have been found in Yedo.... There remained, therefore, only the "state apartments" of some large monastery as a temporary residence until a site could be obtained and the necessary buildings constructed....

Tô-zen-ji lay in the suburb of Takanawa fronting the seashore, and was therefore conveniently situated for communication with our ships, the smallest of which could anchor just inside the forts, at a distance of perhaps a mile and a half....

The new buildings in front of Sengaku-gaku-ji were now completed, and enclosed by a lofty black wooden fence which imparted to the establishment somewhat of the aspect of a jail. There were two long wooden buildings, one of which was the minister's residence, the other being occupied by the members of the chancery.

Ernest M. Satow, *A Diplomat in Japan* ¹⁾

-
- 1) この書物は1921年、London: Seeley, Service, & Co. から刊行されたが、筆者は Berkeley, Calif.: Stone Bridge Press 及び Tokyo: IBC Publishing が2006年、同時に発行した版を使用した。引用文はこの版の55、56及び168頁にある。Ernest Satow は1862年9月8日、横浜に到着したが、同年12月、初めて江戸を訪れた。当時、高輪の東禪寺がイギリスの仮公使館となっていた。1866年2月または3月、横浜の海岸通り120番に公使館の建設が開始されたが、イギリスは東禪寺の仮公館も維持した。ここでは Satow による東禪寺の描写を引用した。幕府は1865年7月に着任した Harry S. Parkes 公使に大中寺を一時的に貸与した。この寺についての Satow の描写があるが (159頁)、引用は省略する。「泉岳寺前の新しい建物」とは1865年(慶応元年)に建設され、イギリス公使館に貸与されたものであるが、表向きは「接遇所」と呼ばれた。Satow はその理由として “in order to avoid the risk of its being burnt down by the anti-foreign party.” と述べている (159頁)。公使館はのち泉岳寺前の建物に移ったが、Satow はこの建物についても描写しているので引用した。なお、イギリス公使館が東禪寺から「接遇所」、さらに泉岳寺前の建物に移動した経緯については『外務省調査月報』1987年度/No.1の拙稿「江戸にあった外国公館」、45-52頁を参照されたい。明治維新

It [the French Legation] is a nice commodious house, standing boldly facing the street called Benten dori in which are the great gates, with a grand house. The side front overlooks the bay. It was well and solidly built under the superintendence of M. Clippet, during the residence of H. E. Monsieur Leon Roche [sic] in Japan ; and has ample accommodation of every kind for its purpose.

The Far East of 1st September 1870 ²⁾

5. デンマーク

● 外務省外交史料館資料

「在本邦各国公使任免雑件 丁国之部」(6.1.8.4-6) / 「在本邦各国公使館員任免雑件 丁抹国之部」(6.1.8.2-28) / 「横浜居留丁抹国総領事東京止宿ノ為家屋借用方請求一件」(3.12.4-4)

デンマークの在日代表 (外交史料館史料 6.1.8.4-6 による。)

16	August	1866	Dirk de Graeff van Polsboek	Diplomatic Representative ^{A, B}
2	December	1871	Jhr.F.P.van der Hoeven	Diplomatic Representative ^{A, C}
...	September	1873	W.F.H.van Weckherlin	Diplomatic Representative ^A
13	October	1879	Jhr.E.W.F.Wttewaal van Soetweger	Diplomatic Representative ^A
26	October	1882	Johannes Jacobus van der Pot	Diplomatic Representative ^A

A いずれもオランダ弁理公使。

B van Polsboek 外交代表に付された日付は、彼がデンマーク政府より日本・デンマーク間和親条約を締結するための委任状を受けた旨を幕府老中に通知した書簡の日付。

C Jhr.= jonkheer で、爵位をもたないオランダ貴族につける称号である。

後の1874年(明治7年)12月、半蔵門外の麴町五番町にイギリス公使館の新しい建物が竣工したが、これについては同、45-52頁。なお、東京都編・刊『築地居留地』(1957年)は1872年(明治5年)の移転としている(139頁)。

2) 横浜弁天にあったフランス公使館の描写である。1870年9月1日付 *The Far East* には同公使館に関する説明がある(6頁)。

(1) 日本及びデンマークは、1867年1月2日（慶応2年12月7日）、「修好通商及航海条約」を締結して国交を開いたが（効力発生は1867年10月1日=慶応3年9月4日）、これに先立ち、デンマークの軍艦「ガラテア」が食糧薪炭を求めて江戸湾近くに来たことがある。東京市役所編・刊『東京市史稿 港湾篇』第二（1926年）によると、これは1846年8月19日（弘化3年6月28日）のことであったが、ガラテアは「風雨烈シキヲ以テ、(湾内に) 入ルヲ得ズ去ル。」という（786-7頁）。

(2) 2010年度/No.2の拙稿で述べたように（9-10頁）、維新当時はオランダの van Polsbroek 総領事兼外交事務官（のち代理公使）が事実上デンマークの外交代表であった。1868年版人名録では、van Polsbroek の資格は“Minister Plenipotentiary of H.M.the King of Denmark”となっている。

(3) 外国官知事・副知事は、1870年2月12日（明治2年1月2日）付のデンマーク外国事務宰相（注 外務大臣のことと思われる。）あて書簡を発出、同国が日本に公使を派遣するよう申入れた（『大日本外交文書』第2巻第1冊、15-6頁）。これに対し、1870年1月21日（明治2年12月20日）、van Polsboek（『大日本外交文書』は「前和蘭弁辦理公使兼丁抹政府代表」としている。）はこの日付で外務卿に書簡を送り、デンマーク政府は日本に外交代表を派遣することになった旨通知した（同第2巻第3冊、626-7頁）³⁾。

(4) 1870年6月20日（明治3年5月22日）、デンマークの使節 Julius Sick が来日した。彼は9月7日（8月12日）参内、国書を捧呈した（『明治天皇紀』第二、323頁）。Sick は明らかに特別使節であるから、上表には Sick の名は掲げていない。

Sick 使節は、9月15日（8月20日）、外務卿等にあてた書簡で、デンマーク政府はオランダ政府と、同国の駐日弁理公使が兼ねてデンマークの外交事務を取扱うことで合意を遂げたので、オランダの van der Hoeven 弁理公使を“Chargé de la

3) この書簡は、(1) デンマークの日本における *représentation diplomatique* は外交使節が不在である場合は領事官により担われることになるであろうが、その場合は“(Consuls) revêtus d'un caractère diplomatique”であり、日本国内で商業に従事していない領事官に委嘱されるのでなければならない、また、(2) オランダ公使がデンマークの外交事務を取扱うことになった結果、デンマークの在横浜総領事館の日本政府との関係は今後“*affaires purement consulaires*”に限定される、と述べており、筆者には非常に興味が深い書簡である。「はしがき」(7) 及び I (2) において、筆者が「外交使節の性格を帯びた（またはその機能をもつ）領事官」の表現を用いたことを想起されたい。

Représentation diplomatique du Danemark au Japon”として紹介したい旨通知した。van der Hoeven 弁理公使は9月24日(8月29日)付書簡で、外務卿等に対し、デンマーク外交事務官(politieke vertegenwoordiging van Denemarken)を勤めることにつきオランダ国王の許可を得た旨通知した(『大日本外交文書』第3巻、723-7頁)。

かくて、デンマークは正式に日本に対する外交代表を置くことになった。1872年版人名録には van der Hoeven 公使、E. de Bavier 総領事及び P. M. Simoni 書記官の名が掲げられている。実際にはオランダ公使が日本におけるデンマークを代表し、de Bavier 総領事が関連事務を処理していた如くである。なお、van der Hoeven 公使を含む歴代のオランダ公使が常にデンマーク外交事務官の資格で信任されたか否かは明らかでない。(信任されたとすれば、外務卿[のち外務大臣]の許であろう。「結びに代えて」(5)参照)デンマークが、独自の駐日外交使節として Comte P. Ahlefeld Laurving 特命全権公使を明治天皇に信任せしめたのは1912年(明治45年)6月27日のことである。『明治天皇紀』第十二は、同日の項で「今般丁抹國公使館東京に新設せられ、特命全権公使伯爵ペ・アーレフェルト・ラウルフィッグ著任す、仍りて是の日天皇、ラウルフィッグを鳳凰の間に引見して信任状を捧呈せしめたまふ、」と記述している(796頁)。

(5) オランダの von Weckherlin 公使は1870年1月20日(明治2年12月19日)、デンマークの外交事務官に任命され、1873年9月(明治3年8月)信任されたが、誰の許にであるか、また正確にいつのことであったのかは明らかでない。

(6) 『明治天皇紀』第三は、デンマークから使節ワルドマル・リュドルフ・ド・ラーズロフが随員4名とともに来日、1875年(明治8年)7月13日、参内したこと、また帰国を控えて同年10月4日、ふたたび参内したことを記述している(477、505頁)。これは、特命全権大使岩倉具視がデンマークを訪問したことに対する答礼のため、ド・ラーズロフ一行が特別使節団であったことに疑いはない。1875年7月10日付 *JWM*によると、彼等は同月6日横浜に到着(601頁)、また10月9日付によると、同日横浜を出帆した(908頁)。*JWM*の乗客名簿では使節の名は H.E.General Rasloff となっている。『明治天皇紀』第三は、彼等の2度目の御引見の際、「同國(デンマー

ク) 代任公使・同國總領事と俱に参内す、... 」と述べているが、「代任公使」とはオランダの van Weckherlin 弁理公使を指しているのであろう。また、デンマーク総領事は de Bavier と思われる (III B. 3 参照)。

(7) オランダの van Wecherlin 弁理公使の後任、Jhr. E. W. F. Wttewaal van Stoetwegen 弁理公使が 1879 年 (明治 12 年) 10 月 13 日、兼ねてデンマークの外務事務官に任命された。いつ信任されたかは明らかでない。

(8) オランダの van der Pot 公使は 1882 年 (明治 15 年) 10 月 26 日、デンマークの外交事務官としても信任されたようである。この点、いずれチェックすることとしたい。

デンマーク公使館の所在地

デンマークは、当然のことながら、1912 年 (明治 45 年) 8 月、専任の駐日公使を信任せしめるまで公使館をもたなかった。

6 . スペイン

● 外交史料館資料

「在本邦各国公使任免雑件 西国之部」(6.1.8.4-11) / 「在本邦各国公使館員任免雑件 西国之部」(6.1.8.2-5) / 「麹町区永田町二丁目二十一番地西班牙公使館用地トシテ貸渡一件」(3.12.4-86)

スペインの在日代表 (外交史料館史料 6.1.8.4-11 による。)

8	March	1870	Don Fibureio Rodriguez y Muños	Chargé d'Affaires
30	June	1875	Don Mariano Alvarez	Chargé d'Affaires → Minister Resident
7	June	1883	Don Luis del Castillo y Trigueros	Minister Resident
5	June	1886	Don José Delvat y Arêas	Minister Resident

(1) Don Tibúrcio Rodriguez y Muños 代理公使は 1870 年 3 月 8 日 (明治 3 年 2 月 7 日)、信任された (『明治天皇紀』第二、263-4 頁)。代理公使の資格であるが明治天皇に

信任状を捧呈することとなったのは、同公使が初のスペイン駐日代表であったためであろうか。

(2) Rodriguez y Muños 公使は、1871年1月5日(明治3年11月15日)付書簡で外務卿・外務大輔に東京に住む Oscar Heeren に代理領事 (Agent consulaire) の資格を与えたので認可状を発出するよう要請、これに対し、外務卿等は同年3月19日(明治4年1月29日)付で本件について運上所に通知した旨回答した⁴⁾。Heeren の任命につき認可を与えた内容であったことが容易に想像できる。

同公使がいつ離任したかはわからない。臨時代理公使は Emilio de Ojeda 書記官であった。

(3) 『明治天皇紀』第三によると、de Ojeda 臨時代理公使は1874年(明治7年)11月、外務卿寺島宗則に対し、岩倉大使が欧米諸国を歴訪した際、内乱のためスペインを訪問できなかったのは遺憾である、として日本の在仏または在伊公使をスペインに差遣するよう求めた(447-8頁)。1875年(明治8年)に至り、アルフォンソ12世が新たに帝祚を踐みて祖業を復せられたので、同年5月、在英上野景範公使をしてスペイン及びポルトガル両国に派遣することとし、両国皇帝に国書を送った。上野公使は翌1876年4月1日スペイン皇帝、また同月29日ポルトガル皇帝にそれぞれ国書を奉呈した。

(4) Rodriguez y Muños 公使の後任、Don Mariano Alvarez 代理公使は1875年(明治8年)6月30日、信任された。『明治天皇紀』第三はスペイン総領事 Alvarez が新たに代理公使に任命され、参内したが、同国臨時代理公使 de Saint Quentin も拝謁した旨述べている(469頁)。de Saint Quentin はフランス公使館員で当時臨時代理公使であったが(A8. フランスの項参照)、彼がスペインの臨時代理公使でもあった(おそらく de Ojeda 書記官の後任として) ことがわかる。

(5) 『明治天皇紀』第四によると、Alvarez 代理公使は全権公使に昇進し、帰国することとなり、1879年(明治12年)10月7日、同公使は新任の Don Luis del Castillo

4) Oscar Heeren については III A. 13 及び III B. 13 でも触れる。また、東京都職員文化会『職員文化』1985年頒春号及び早春号、東京市政調査会『都市問題』1985年8月—10月号及び丸善『學鏡』1986年4月—6月号に掲載の諸拙稿を参照されたい。

y Trigueros 代理公使とともに拝謁した (768-9 頁)。Alvarez 代理公使は帰国を控えていたが、このとき全権公使として信任されたと考えたい。拙見であるが、後任の del Castillo y Trigueros が代理公使の資格でありながら参内したのはそのためではなかったかと思われる。

Luis del Castillo y Trigueros 代理公使は弁理公使に昇任、1883 年 (明治 16 年) 6 月 7 日、弁理公使として信任された (『明治天皇紀』第六、65 頁)。同公使はブラジル駐劄特命全権公使に任ぜられ、1884 年 (明治 17 年) 12 月 25 日、参朝してお暇を奏した (同、335 頁)。彼は同月 28 日、離日した (1885 年 1 月 3 日付 *JWM* 21-2 頁)。del Castillo y Trigueros 弁理公使の離任後、誰が臨時代理公使に任ぜられたのか明らかでない。

(6) Luis del Castillo y Trigueros 公使の後任、Don José Delvat y Arêas 弁理公使は、1886 年 (明治 19 年) 2 月 4 日、内謁見を賜った。同公使は来朝の途次アルフォンソ皇帝の崩御の報に接し、国書を捧呈できず、この日、仮に謁を賜ったものである (『明治天皇紀』第六、540-1 頁)。Delvat 公使は、ロシア摂政皇后マリア・クリ스티ナの国書が到着したため、6 月 5 日、書記官 Don Pedro Carrere y Lembeye を伴って参内、これを捧呈した (『明治天皇紀』第六、595 頁)。

スペイン公使館の所在地

スペイン公使館は当初横浜にあった。1870 年に着任した Rodriguez y Muños 公使は、しばらく横浜に滞在したようである。また、『各国外交官領事官其他リスト雑纂 在本邦ノ部 各国公使館員及領事館員姓名調書』(6.1.8.7-1-2)、第 1 巻によると、de Ojeda 臨時代理公使 (「代理公使勤方」となっている。) は山手居留地 53 番に居住していた。1880 年版以降の人名録では、スペイン公使館の所在地は山手居留地 243 番となっている。当時はスペイン公使がスウェーデン・ノルウェー公使を兼摂していたので (A16. スウェーデン・ノルウェーの項参照)、人名録の上ではスウェーデン・ノルウェー公使館もここを住所としていたことになる。しかし、1883 年版では同公使館は山手居留地 245 番に移っている。

スペイン公使館及び在横浜領事館は、一時期関内居留地 20 番 (海岸通り 20 番) のグランドホテルに置かれた。これは 1884 年版人名録から明白である (注 7 参照)。し

かし、翌年版では両公館はふたたび山手居留地 104 番に設置されている。

スペイン公使館はのち東京に移ったが、いつのことであろうか。1887 年版人名録でその住所が “Shikawa-cho, Kojimachi” となっているので、1885、6 年ごろと推察される。1887 年 1 月版外交団リストでは Delvat 公使の住所は赤坂氷川町 47 番地となっている。また、1888 年版人名録では公使館の住所は “67, Isaragocho, Shiba” となっている。本稿の対象外の期間であるが、同公使館は 1896 年（明治 29 年）からは築地居留地 24 番に置かれた。東京都編『築地居留地』によると、スペイン公使館は 1898 年（明治 31 年）2 月、麻布市兵衛町に移転した（140 頁）。

7 . 米国

● 外交史料館資料

「在本邦各国公使任免雑件 米国之部」(6.1.8.4-7) / 「在本邦各国公使館員任免雑件 米国之部」(6.1.8.2-4) / 「横浜山手九拾七番垂米利加国仮公使館地同国人『ホルトメン』へ貸渡一件」(3.12.1.17)

米国の在日代表（外交史料館史料 6.1.8.4-7 による。）

4 5	May January	1867 ^A 1869 ^B	Robert B. Van Valkenburgh	Minister Resident
11	November	1869	Charles E. De Long	Minister Resident
9	June	1871	Charles E. De Long	Envoy Extraordinary and Minister Plenipotentiary
8	November	1871	Charles O. Shepard	Chargé d’Affaires a.i.
...	Charles E. De Long	Envoy Extraordinary and Minister Plenipotentiary
7	October	1873	John A. Bingham	Envoy Extraordinary and Minister Plenipotentiary
2	July	1885	Richard Bennet Hubbard	Envoy Extraordinary and Minister Plenipotentiary

A 徳川幕府に信任された日付。

B プロイセン公使と共に参内した日付。

(1) 維新当時、米国は日本において Van Valkenburgh 弁理公使により代表されてい

た。同公使は、1866年8月13日（慶応2年7月4日）付の幕府老中あて書簡で横浜到着を通知した（『大日本外交文書』第1巻附録、1頁）。前述のように、同公使は1869年1月5日（明治元年11月23日）、明治天皇に拝謁したが、これにより同公使は新政府に信任されたと見るべきであろう。

(2) Van Valkenburgh 公使の後任として、Charles E. De Long 弁理公使が着任した。

『明治天皇紀』第二によれば、1869年11月11日（明治2年10月8日）、明治天皇は新旧公使及び米国公使館書記官、軍艦指揮官、東京・神戸駐箚領事等9人を召されて信任状及び解任状を受領された。「是れを我が國駐箚新舊公使の信任状及び解任状捧呈の嚆矢と為す、」と記述している（211-3頁）。

De Long 弁理公使は、1869年11月1日（明治2年9月28日）、外務卿にあてて到着を通知し、Portman 通訳官は同公使が同日事務を引継いだ旨、やはり外務卿に対し通知した（『大日本外交文書』第2巻附録、1-2頁）。

De Long 弁理公使は特命全権公使に昇格、1871年6月9日（明治4年4月22日）、随員11人を従えて参内、国書を捧呈した（『明治天皇紀』第二、450-1頁）。

同公使は帰国することとなり、『明治天皇紀』第二によると、1871年11月8日（明治4年10月20日）、代理公使 C. O. Shepard を伴い参内した（565頁、ここでは Shepard は「特派全権公使」となっている。）。同書は、1871年12月14日（明治4年11月3日）の項で、「曩に之れを引見したまひしが、是の日、更に山里御苑御茶屋に於て内謁見を賜ふ、」と述べている（572頁）。

(3) De Long 公使の後任として John A. Bingham 特命全権公使が任命された。信任は1873年（明治6年）10月7日のことで、『明治天皇紀』第三は、この日、明治天皇が De Long 及び Bingham 新旧両公使を召され、旧公使が暇を告げ、また新公使が国書を捧呈した模様を記述している（133-4頁）。

Bingham 公使は休暇を得て一時帰国することとなり、1878年（明治11年）10月23日、皇后は公使一家を引見された（『明治天皇紀』第四、545-5頁）⁵⁾。臨時代理公使を誰が務めたのかは明らかでない。

5) 明治天皇は、当時岐阜に御滞在中であった。

Bingham 公使は、帰任後の 1879 年 (明治 12 年) 5 月 27 日、拝謁した (同、669 頁)。『明治天皇紀』第六にある 1883 年 (明治 16 年) 9 月 25 日の記述から、当時米国公使館にゴメス・ヴェス・ゴワルド書記官がいたことが判明する (113 頁)。「ゴメス・ヴェス・ゴワルド」は Gustavus Goward のことと思われる。

(4) Bingham 公使及び彼の後任者、Richard Bennet Hubbard 特命全権公使は 1885 年 (明治 18 年) 7 月 2 日参内、信任の国書を捧呈した (『明治天皇紀』第六、433-4 頁)。明治天皇は 7 月 10 日、Bingham 前公使を召して午餐に陪せしめたが、『明治天皇紀』第六は、「ビンガムが我が國に駐節すること十餘年、能く其の任を盡したるを嘉し、... けだし特例に屬し、曩年英国特命全権公使パークス帰国の際の例に倣ふなり、」と述べている (438 頁)。

Hubbard 公使はその任を了し、1889 年 (明治 22 年) 5 月 15 日、解任状をを捧呈したが (『明治天皇紀』第七、270-1 頁)、これは本稿が対象とする期間外のことである。

米国公使館の所在地

米国は 1859 年 7 月 7 日 (安政 6 年 6 月 8 日) から麻布善福寺に仮公使館を置いていた⁶⁾。東京市麻布区役所編・刊『麻布区史』(1941 年)は、「... 此の善福寺も亦文久三年四月六日 (注 1863 年 5 月 23 日) 夜八ツ時浪士の襲ふ処となつて、庫裏、太子堂鼓等を焼かれた。然れども豪胆なるハリスは之を意に介しなかつたので、其後同寺は明治八年 (注 1875 年) 七月十二日に同公使館の鉄砲洲外国人居留地移転迄公使館となつて居た。」と述べる (381 頁)。

しかし、横浜市編『横浜市史稿 政治篇』2によると、政府は居留地 234 番に公館を建て、明治 2 年 3 月、すなわち 1869 年 4 月ごろ、米側に貸与したという (512 頁)。Van Valkenburgh 公使の在任中のことである。また、1873 年 (明治 6 年) 5 月、同公使は山手居留地 27 番に私費で邸宅を建設、De Long 公使はこれを引継いだ。

6) Townsend Harris 総領事は下田柿崎の玉泉寺にいたが、弁理公使に任命されたあと下田を去り、1859 年 7 月 6 日 (安政 6 年 6 月 7 日) 品川沖に到着、翌日麻布善福寺に入った (拙稿「江戸にあった外国公館」38-9 頁)。1870 年 12 月 1 日付 *The Far East* に玉泉寺の写真があり (4 頁)、また Captain Shepard Osborn, R.N. が著書 *A Cruise in Japanese Waters* に載せた下田の描写を引用している (pp.3-6)。

(1870年7月16日付 *The Far East* は横浜にあった米国公使邸の写真を掲載している、5頁。) 一部の館員は善福寺の焼失しなかった部分に留まり、他の館員は横浜に移り住んだ。

Bingham 公使は 1873 年に着任したあと関内居留地の海岸通り 20 番に開業したばかりのグランドホテルにしばらく滞在⁷⁾、1874 年(明治7年)4月末または5月はじめに築地居留地 1 番・2 番・21 番及び 22 番で構成される地所に移転した。(のち、公使館は敷地に 3 番を加えた。) Bingham 公使は、外務省の照会に対し、1874 年(明治7年)6月8日付で、“... the Legation of the United States is in the buildings at Tskiji now occupied by me... the property at Zenfukuji is not used for the purposes of the Legation.” と回答している。同公使は、のち同日付をもって善福寺の建物及び地所を日本政府に返却した。

米国公使館は、1890年(明治23年)5月15日まで築地居留地におかれていたが(1887年1月版外交団リストでは、Hubbard 公使の住所は築地居留地 1 番となっている。)、この日、赤坂榎坂町に移転した⁸⁾。

8. フランス

● 外交史料館資料

「在本邦各国公使任免雑件 仏国之物」(6.1.8.4-14) / 「在本邦各国公使館員任免雑件 仏国之物」(6.1.8.2-3) / 「芝区三田功運町一番地仏蘭西公使館用地トシテ貸渡並返地一件」(3.12.1.29) / 「麹町区飯田町一丁目一、二番地仏蘭西国公使館用ノ為家屋地所

7) Bingham 公使一家は 1873 年(明治6年)9月25日、横浜に到着(1873年9月27日付 *JWM* 692頁)、グランドホテルに入った。同ホテルはこの年、関内居留地 20 番で開業した(『外務省調査月報』2010/No.2、18頁)。正確な開業日は明らかでないが、『横濱毎日新聞』は9月15日付第1面で開業広告を載せており、Bingham 公使の来日直前に開業したことが判明する。なお、グランドホテルは前述のように関内居留地 20 番で開業したが、それまで同地には英国公使館が置かれていた。

8) 外交史料館蔵『亜米利加国公使「ピンナム」氏築地明石町米国人商人「ベッチャルト」所有地相対借受公使館ヲ仮設一件』(3・12・1・26)、『赤坂区溜池榎坂町一番地々所並建物米国公使館トシテ貸渡一件』(3・12・1・85)、「亜米利加國公使館館員館外相対借家雑件」(3.12.4.6)及び『東京市史稿』第56、695-6頁を参照されたい。なお、「ベッチャルト」は Joseph M. Batchelder である。

買入並貸渡一件」(3.12.1.88) / 「仏蘭西国公使館属舎トシテ築地中通稲葉金之丞上地貸渡並返地一件」(3.12.1.16) / 「小川町猿楽町ニ於テ仏蘭西国公使館属舎用ノ為地所相對貸渡一件」(3.12.1.47) / 「在本邦各国公館用地貸渡一件 仏国之部」(3-12-1-112-2) / 「永田町二丁目七番地旧二番地官舎仏蘭西国公使館用ノ為貸渡一件」(3.12.4.24) / 「仏蘭西国公使館館員館外相對借家雜件」(3.12.4.15)

フランスの在日代表 (外交史料館史料 6.1.8.4-14 による。)

2 23	May March	1867 ^A 1868 ^B	Léon Roches	Minister Resident / Consul General
4	January	1869	Ange Georges Maxime Outrey	Minister Resident
17	November	1871	Comte de Turenne	Chargé d'Affaires a.i.
7	July	1873	Jules François Gustave Berthemey	Envoy Extraordinary and Minister Plenipotentiary
...	A.de Saint Quentin	Chargé d'Affaires a.i.
13	June	1877	Louis de Geofroy	Envoy Extraordinary and Minister Plenipotentiary
21	February	1879	R.de Balloy	Chargé d'Affaires a.i.
8	December	1880	Guillaume de Roquette	Envoy Extraordinary and Minister Plenipotentiary
...	...	1882	Tony Conte	Chargé d'Affaires a.i.
27	June	1882	Arthur Tricou	Envoy Extraordinary and Minister Plenipotentiary
12	October	1883	Joseph Adam Sienkiewicz	Envoy Extraordinary and Minister Plenipotentiary
20	April	1887	E. de Bourgarel	Chargé d'Affaires a.i.

A 幕府に信任された日付。

B オランダ公使と共に参内した日付。

(1) Léon Roches 公使は 1867 年 5 月 2 日 (慶応 3 年 3 月 28 日)、将軍に謁見、信任状を呈した (『大日本外交文書』第 1 巻附録 15 頁)。したがって、維新当時、日本でフランスを代表していたのは Roches 公使であった。維新後の 1868 年 3 月 23 日 (明治元年 2 月 30 日)、オランダ公使とともに参朝したが (『明治天皇紀』第一、634-5 頁)、これにより Roches 公使は改めて明治政府に信任されたと考えられる。

(2) 『大日本外交文書』第 1 巻附録によれば、Roches 公使の後任、Maxime Outrey

全権公使は 1868 年 5 月 7 日 (明治元年 4 月 15 日)、横浜に到着、6 月 10 日 (閏 4 月 20 日)、Roches 公使と交代した (15 頁)。Roches 公使はこの日またはその直後離日したのであろう。

Outrey 公使は、1869 年 1 月 4 日 (明治元年 11 月 22 日)、イタリア及びオランダ両公使と共に参内した。この際、Outrey 公使には仏国海軍総督テシアイー (原綴り不明であるが、「テシ」は T.C. であろう。) 及び公使館書記官・海軍将校等 7 人が随行していた。『大日本外交文書』第 1 巻附録によると、Outrey 公使は 1869 年 1 月 4 日 (明治元年 11 月 22 日)、信任状を捧呈した (15 頁)。

Outrey 公使は賜暇を得て帰国することとなり、『明治天皇紀』第二は、1871 年 11 月 17 日 (明治 4 年 10 月 4 日)、「新任代理公使コント・ド・チュレン及び書記官・横浜在留領事を伴ひて参内す、」と記述する (440-2 頁)。「コント・ド・チュレン」は Comte de Turenne である。また、「横浜在留領事」は Oscar Colleau のことと思われる。

彼の離任後、de Turenne が臨時代理公使となったが、Outrey 公使の後任、Jules François Gustave Berthemy 特命全権公使が着任したため帰国することとなり、1873 年 (明治 6 年) 7 月 5 日、参内した (『明治天皇紀』第三、98 頁)。

(3) Berthemy 特命全権公使は、その 2 日後、すなわち 1873 年 (明治 6 年) 7 月 7 日、信任された (『明治天皇紀』第三、98-9 頁)。同公使は、1873 年 (明治 6 年) 9 月 9 日、フランスの新任大統領マクマホンの国書を捧呈している (『明治天皇紀』第三、127 頁)。

Berthemy 公使は一時日本を離れた模様で、『明治天皇紀』第三は、1875 年 (明治 8 年) 6 月 30 日の項で、フランスの支那日本海艦隊指揮官カランス (原綴り不明) 等とともに、臨時代理公使 de Saint Quentin が拝謁している (469 頁)。

(4) Berthemy 公使の後任は Louis de Geofroy 特命全権公使である。1877 年 (明治 10 年) 4 月 27 日、夫人、2 人の子供及び 3 人の使用人、そして公使館書記官の de Montherat と共に横浜に到着した (同年 4 月 28 日付 *JWM* 341, 343 頁)。信任は 1877 年 6 月 13 日に行なわれ、翌 14 日、同公使及び公使館の書記官 2 名に午餐を賜ったという (『明治天皇紀』第四、199 頁)。

de Geofroy 公使は帰国することとなり、明治天皇は 1879 年（明治 12 年）2 月 21 日、同公使及びその離任後公使館事務を代理せしむべき一等書記官 R. de Balloy を引見された。なお、de Geofroy 公使夫人が公使に先立って帰国するため、翌 22 日、皇后が公使夫妻を引見された（『明治天皇紀』第四、613-4 頁）。

de Balloy 臨時代理公使は、フランソワ・ポウル・ジュール・グレヴィーが大統領に就任した旨を報ずる国書を捧呈するため、1879 年（明治 12 年）4 月 25 日、拝謁した（『明治天皇紀』第四、656-6 頁）。

(5) de Geofroy 公使の後任、Guillaume de Roquette 特命全権公使は、1880 年（明治 13 年）12 月 8 日に信任された（『明治天皇紀』第五、224-5 頁）。

de Roquette 公使は任満ちて帰国することとなり、1882 年（明治 15 年）4 月 4 日参内、明治天皇は同公使に内謁見を賜った（『明治天皇紀』第五、682 頁）。

同公使の離任後、公使館書記官 Tony Conte が代理公使となったが、彼は帰国することとなり、明治天皇は 1882 年（明治 15 年）8 月 3 日、同書記官に謁を賜った（『明治天皇紀』第五、753 頁）。

(6) de Roquette 公使の後任に任命され、来朝したのは Arthur Tricou 特命全権公使で、同公使は 1882 年（明治 15 年）6 月 27 日、参内、フランス大統領グレヴィーの命を奏上し、信任状及び前任者 de Roquette 公使の解任状を捧呈した（『明治天皇紀』第五、726 頁）。Tricou 公使は、1883 年（明治 16 年）5 月 18 日、清国に赴任するため、お暇乞いのため参朝している（『明治天皇紀』第五、57 頁）。

(7) Tricou 公使の後任、Joseph Adam Sienkiewicz 特命全権公使は、1883 年（明治 16 年）10 月 12 日に信任された。『明治天皇紀』第六によると、この日、同公使は随員 4 名とともに参朝、信任状及び前任 Tricou 公使の解任状を捧呈した（121 頁）。1885 年 6 月 11 日、P. Le Poer Trench が横浜に到着した（6 月 13 日付 *JWM* 562 頁）。フランス公使館員として日本に着任したものであるが、資格は明らかでない。

Sienkiewicz 公使夫妻は賜暇により帰国することとなり、1887 年（明治 20 年）4 月 20 日、参内した（『明治天皇紀』第六、731-2 頁）。de Bourgarel が臨時代理公使となった。

フランス公使館の所在地

すでに述べたように、フランスは三田濟海寺に仮公使館を置いていたが、東京都編『築地居留地』によると、安政6年(1854年)、亀山藩邸上地囲込騎兵屯所、既その他を濟海寺の地所に加えた、のちフランスはこの建物を購入した、という(62頁)。

横浜市編『横浜市史稿 政治篇』2によると、元治元年11月、すなわち1864年12月ごろ、幕府はフランスに対し洲干弁天祠畔に用地を貸与した。フランスは、慶応元年、すなわち1865年になって公使館を弁天境内に建設したという(511頁)。しかし、江戸の濟海寺はそのまま維持したと思われる。例えば、1880年版及び1881年版人名録は、“Saikaiji, Mita”をフランス公使館の住所としている。しかし、1874年(明治7年)ごろ、公使館は「付属館」を入手している。『東京市史稿』第56(1965年刊)によると(705-714頁)、フランス公使館は外務省に対して猿楽町14番地・鈴木龍六の所有地を借り受けたい旨申し立て、同省の1874年9月19日付伺に対し、同24日貸渡の許可が出たので、外務省は9月24日、家屋は買い上げ、付属地に限り特例として永代貸渡すよう東京府へ達し、また翌25日、Berthemy公使へ書簡を送ってこの旨を伝え、11月26日、同公使はこれを受諾した。なお、『東京市史稿』第58(1966年刊)によると(727頁)、1876年(明治9年)10月2日、濟海寺の境内(1,593坪)のフランス仮公使館の建坪は425坪2合5勺2才とされ、借料は年127円62銭3厘であったが、再調査の結果、建坪が実際には5坪7勺9才多いことが判明したという。幕府が用意した仮公使館用の建物の広さをうかがわせる資料である。

フランスは、1877年(明治10年)5月、永田町二丁目7番地の工部省の属舎を借り、公使館をここに移した(東京都編『築地居留地』139頁)。前述のように、Berthemy公使は、公使館の付属館として猿楽町14番地にある鈴木龍六の所有地を貸与された(『東京市史稿 市街篇』第56、705-714頁)。

1887年1月版外交団リストでは、当時はDelvat公使の住所が麴町永田町二丁目7番地となっている。Bourgarel及びBedout両書記官の住所は不明であるが、Evrard名誉通訳官は麻布靈南坂町24番地、Fossarieu通訳官は麻布飯倉町61番

地、Mecre 医務官は横浜 24 番地（注 関内居留地または山手居留地 24 番のことと思われる。）、また Bougouïn 大尉は牛込佐内町 21 番地をそれぞれ住所としていた。

興味があるのは、1888 年版人名録ではフランス公使館のアドレスが「明石町 18 番」となっていることである（31 頁）。これは築地居留地 18 番のことと思われるが、フランス公使館はごく短期間、築地居留地に置かれていたようなのである。1889 年版人名録ではここに A. W. Thompson の診療所（Tsukiji Dispensary）が設けられ、フランス公使館は麹町区にある飯田町一丁目 1 番地に移っている（35 頁）。これは、現在の住居表示では千代田区九段南一丁目 1 番地である。

1888 年版人名録は前年の状況を示していると思われるが、前述したように、1887 年（明治 20 年）4 月ごろから Sienkiewicz 公使は不在で、Bourgarel が臨時代理公使であった。永田町二丁目の公使館を手放すこととなり、公使の不在中に公使館を一時築地居留地に置き、新しい用地・建物を探したのであろうか。

フランス公使館は 1911 年（明治 44 年）、さらに芝赤羽橋に移るが、これは本稿の対象期間後の動きである。

9. イギリス

● 外交史料館資料

「在本邦各国公使館員任免雑件 英国之部」（6.1.8.2-2） / 「麹町区五番町一番地英吉利国公使館用地トシテ貸渡一件」（3.12.1.11）

イギリスの在日代表（外交史料館史料 6.1.8.2-2 による。）

2 5	May January	1867 ^A 1869 ^B	Sir Harry S. Parkes, K.C.B.	Envoy Extraordinary and Minister Plenipotentiary / Consul General
18	May	1871	F.O.Adams	Chargé d'Affaires a.i.
20	June	1872	R.G. Watson	Chargé d'Affaires a.i.
19	April	1873	Sir Harry S. Parkes, K.C.B.	Envoy Extraordinary and Minister Plenipotentiary / Consul General

11	October	1879	J.G.Kennedy	Chargé d’Affaires a.i.
25	January	1882	Sir Harry S. Parkes, K.C.B.	Envoy Extraordinary and Minister Plenipotentiary / Consul General
21	March	1884	Honourable Francis Richard Plunket (のち Sir Francis Richard Plunket)	Envoy Extraordinary and Minister Plenipotentiary / Consul General

A 幕府に信任された日付。

B この日、ヴィクトリア女王の信任状を捧呈した。

(1) Sir Harry S. Parkes 公使は、1865年7月10日(慶応元年閏5月18日)付書簡で、幕府老中あて日本駐節の特命全権公使に任ぜられ、横浜に到着した旨通知した(『大日本外交文書』第1巻附録、21頁)。同公使は維新後の1869年1月5日(明治元年11月23日)、米国及びプロイセン両公使と共に参内し、明治天皇に対しヴィクトリア女王の信任状を捧呈した。この際、公使は「公使館一等書記官エフ・オー・アダムス・二等書記官エイ・ビ・ミットホルド・通辯官アーネスト・サトー・副水師提督サー・ヘンリー・ケッペル等を随へ」ていた。信任状捧呈の様子は、『明治天皇紀』第一に描出されている(685-7頁)。「エフ・オー・アダムス」は F. O. Adams、「エイ・ビ・ミットホルド」は Algernon B. Mitford、「アーネスト・サトー」は Ernest Satow、また「サー・ヘンリー・ケッペル」は Admiral Sir Henry Keppel, K.C.B.である。(『明治天皇紀』第二にも、ケッペル提督が1869年9月4日[明治2年7月28日]、英国王子アルフレッドが参内する際、パークス公使と共に随行したと記録されている。)

(2) Parkes 公使は、賜暇を得て帰国することとなり、1871年5月18日(明治4年3月29日)、拝謁を賜った。この際、同公使は、帰国中は Adams 書記官が事務を代行する旨を言上した(『明治天皇紀』第二、440-2頁)。

Adams 代理公使は在ドイツ公使館一等書記官に転ずることとなり、お暇乞いのため1872年5月14日(明治5年4月8日)、拝謁した(『明治天皇紀』第二、666頁)。1872年6月20日(明治5年5月15日)、新任のイギリス公使館書記官 Watson が臨時代理公使として拝謁した(『明治天皇紀』第二、682-3頁)。

Parkes 公使は1873年(明治6年)3月帰任、4月19日、拝謁した(『明治天皇紀』第三、56頁)。

1873年(明治6年)12月12日、明治天皇は転任のため日本を辞去することとなった Watson 一等書記官に賜謁された(『明治天皇紀』第三、173頁)。

(3) Parkes 公使夫人が帰国することとなり、1878年(明治11年)10月15日、皇后に拝謁したが、このとき同伴の公使も謁見を仰せ付けられた(『明治天皇紀』第四、537頁)。Parkes 公使自身は、1879年(明治12年)10月11日、賜暇をもって帰国の途につき、J. Gordon Kennedy 一等書記官を代理たらしめた。天皇・皇后両陛下は、11月29日、Kennedy 書記官夫妻を引見された(『明治天皇紀』第四、809頁)。

Kennedy 臨時代理公使は帰国することとなり、1882年(明治15年)1月25日、天皇・皇后両陛下は公使夫妻を引見された(『明治天皇紀』第五、620頁)。

(4) Parkes 公使は2年余の賜暇より帰任、1882年(明治15年)2月11日、内謁見を賜った(『明治天皇紀』第五、629頁)。

1882年(明治15年)2月11日、Parkes 公使は清国に転ずることとなり、1883年(明治16年)8月22日、参内した。『明治天皇紀』第六は、明治天皇が同公使に勅語を賜った旨記述した上で、「パークスの我が國に駐筈する十有八年、……明治中興の成るに及びて、率先之れを承認して對外關係を確立せしめ、又常に其の進歩的政策を贊助せり、勅語は蓋し之れを褒したまへるなり、」と述べている(99頁)。同じ文献によると、8月25日、Parkes 公使はお暇乞いのため参内、天皇は「勅語を賜ひ、其の我が國に駐筈すること多年、兩國の交誼を増進せしめたる勞を嘉したまひ、深く別離を惜む旨を告げたまふ、」という(100頁)。『明治天皇紀』は、Parkes 公使がこの参内にあたり、「同伴せる新任英国公使館一等書記官ゼー・ゴールドン・ケネデーの氏名を披露す、」と述べる(99頁)。同公使の離任後、J. Gordon Kennedy 書記官が臨時代理公使を務めたものと思われる。

(5) Parkes 公使の後任、The Hon. F.R.Plunkett 特命全權公使兼総領事が1884年(明治17年)3月21日、信任された(『明治天皇紀』第六、184頁)。Plunkett 公使は、のち Hon. Sir Francis Richard Plunkett となった。

Plunkett 公使は賜暇を以て帰国することとなり、1887年7月29日、夫人とともに参内、別辞を奏した(『明治天皇紀』第六、787頁)。臨時代理公使は公使館書記官の

Hon. P. Le Poer Trench であったと思われる。同書記官は 1885 年 6 月の着任であった。

イギリス公使館の所在地

前述したように、幕府は高輪東禪寺をイギリスの仮公使館として貸し与えたが、1865 年（慶応元年）、高輪泉岳寺門前に新築した「接遇所」をイギリス公使館に貸渡した。しかし、イギリス公使館は横浜に移ることとなった（東京都編『築地居留地』62 頁）。横浜市編『横浜市史稿 政治篇』2 によると、幕府は慶応 2 年正月、すなわち 1866 年 2 月または 3 月、横浜の海岸通り 120 番にイギリス公使館の建設を開始、これは翌年 3 年 9 月、すなわち 1867 年 10 月ごろ竣工した。地所・建物は幕府が貸与したもので、公使館が東京へ移るとき日本側に返却したという（511-2 頁）。Satow は Dr. Willis と共に一時期 “a wing of the legation house” に住んでいた、と言っている（*A Diplomat in Japan*, Stone Bridge Press and IBC Publishing 版で 64 頁）、かなり大きな建物であったことが想像される。

イギリス公使館は 1869 年 1 月（明治元年 11 月）、三田聖坂上（三田台町）に移り、さらに半蔵門外五番町 1 番地に移った（東京都編『築地居留地』139 頁）。1887 年 1 月版外交団リストでも、ここが公使館のアドレスとなっている。

10. ハワイ

● 外交史料館資料

「在本邦各国公使任免雑件 布哇国之部」（6.1.8.4-13）

ハワイの在日代表（外交史料館史料 6.1.8.4-13 による。）

14	August	1871	Charles E. De Long	Envoy Extraordinary and Minister Plenipotentiary ^A
5	July	1874	Robert M. Brown	Chargé d’Affaires / Consul General
15	April	1884	Curtis Pienu Iaukea	Envoy Extraordinary and Minister Plenipotentiary

...	Robert Walker Irwin	Chargé d'Affaires
24	September	1886	Robert Walker Irwin	Minister Resident

A 駐日米国公使。

(1) 日本及びハワイの公式関係を眺める場合、米国人 Eugene Miller Van Reed の存在を忘れる訳にはいかない。重久篤太郎『ヴァン・リード小伝』によると⁹⁾、Van Reed は 1859 年 (安政 6 年) 3 月末、ジョゼフ・ヒコ (濱田彦蔵) と相携えてホノルルを立ち日本へ向かい、香港からは単身で 6 月末神奈川に到着、同地の本覚寺にあった米領事館の書記生に採用された。(のちヒコも帰国、同領事館の通訳生となった。) Van Reed がいつまで米領事館に関係していたかは明らかでない。1865 年 4 月 7 日 (慶応元年 4 月 28 日)、彼はハワイ王国のワイリイ外務大臣から駐日ハワイ総領事に任命されたが明治政府に認可されず、ハワイ外相に辞任を申し出た。米国の Charles E. De Long 公使がハワイ公使を兼ねることとなり、1871 年 8 月 14 日 (明治 4 年 6 月 28 日)、信任された。同公使は日本政府に Van Reed の総領事としての認可を求め、日本側は職務を領事事務に限定することを条件に応諾した。De Long 公使は Van Reed を総領事代理に任じたが、明治 5 年、Van Reed はハワイ政府により再び駐日総領事に任命された。彼は 1872 年 12 月 4 日 (明治 5 年 11 月 4 日)、大江卓・神奈川県権令に委任状を受領した旨を通知している。しかし Van Reed は健康を害し、ホノルルに帰った。1873 年 (明治 6 年) 2 月、同地で死亡したという。彼は総領事として再度任命されたあと日本政府により認可されたが、「外交使節の性格」をもつことはなかったと考えられる。

(2) 米国の De Long 特命全権公使は、既述のように 1871 年 8 月 14 日、兼ねてハワイの特命全権公使として信任された。『明治天皇紀』第二は、明治 4 年、ハワイ政府は「本邦駐筭米國公使シー・イー・デ・ロングに託するに本邦駐筭特派全権公使に任を以てし、」この日、明治天皇は同公使を引見された。「其の儀、四月二十二日米國公使謁見の式に同じく、……」と述べている (485-6 頁)。

人名録では 1872 年版からハワイ公使館が登場するが、De Long 公使 (不在) 及び

9) 『書物展望』第 8 巻第 4 号 (1938 年 4 月)、2-8 頁。

Van Reed 総領事の 2 人が掲げられている。

1873 年 (明治 6 年) 1 月 9 日、ハワイで新皇帝 Lunalilo が即位、De Long 公使にこの旨を伝える国書を捧呈せしめることとなった。明治天皇は、同年 4 月 8 日、同公使を引見された (『明治天皇紀』第三、49-50 頁)。

(3) 『明治天皇紀』第三によると、1874 年 (明治 7 年) 7 月 5 日、ハワイの代理公使兼総領事 Robert M. Brown が同国皇帝の親書を捧呈した (291 頁)。Brown はハワイが日本に派遣した最初の外交官であったと考えられる。

(4) 『明治天皇紀』第五は、ハワイ皇帝が John Makini Kapena を「特命全権公使として来日せしめ、移民条約の締結等を協議せしめんとす、」そして同公使は、1882 年 (明治 15 年) 11 月 15 日、参内して国書を捧呈した (『明治天皇紀』第五、815 頁)。Kapena 公使は特別使節であった。彼はその任務を終え、1882 年 (明治 15 年) 12 月 8 日、書記官 J. L. Kaulukou (または Kalukau) を伴ない、お暇乞いのため参内した (『明治天皇紀』第五、831 頁)。JWM の 1882 年 11 月 11 日付によると、彼等は同日横浜に到着 (1166 頁)、また 12 月 16 日付によると、同月 12 日、同地を発っている (1253-4 頁)¹⁰⁾。

(5) Curtis Pienu Iaukea 特命全権公使は、1884 年 (明治 17 年) 4 月 15 日、信任された (『明治天皇紀』第六、196 頁)。同公使は、ハワイから派遣された正式の駐日代表としては初代代表であった。

(6) Pienu Iaukea 特命全権公使の後任は Robert Walker Irwin 代理公使であるが、いつ信任されたのか明らかでない。日本の文献の一部は、彼の資格を「特派理事官」としている。のち、弁理公使に昇格した。明治天皇は 1886 年 (明治 19 年) 9 月 24 日、同公使を謁見されたが、『明治天皇紀』第六は、「其の代理公使より辨理公使に以て昇任したるを以てなり、」と述べている (634 頁)。彼は、ハワイの在京領事を兼任した。

1891 年 (明治 24 年) 4 月 11 日、Irwin 弁理公使は、ハワイの新皇帝 Queen

10) Kapena 公使の参内につき、11 月 11 日付 JWM に記事がある (1172 頁)。Kaulukou は、同日付の JWM の船客名簿では Kalukau となっている。

Liliuokalani の信任状を捧呈するため参内した（『明治天皇紀』第七、789頁）。

(7) ハワイ王国は、1894年（明治27年）7月4日、共和国となった。同年9月11日、Irwin 弁理公使は、Sanford B. Dole 大統領の信任状を捧呈した（『明治天皇紀』第八、506頁）。同公使はいったん帰国したが再来日、1897年（明治30年）9月16日、明治天皇は彼に謁を賜わった（『明治天皇紀』第九、302頁）。

ハワイ共和国は、1898年（明治31年）8月12日、正式に米国領土となった。『明治天皇紀』第九は、「布哇國政府の外交機能は消滅したるを以って、本邦駐筭同國辨理公使ロベルト・ウォルカー・アーウィン歸國を命ぜらる、仍りて是の日参内、布哇國大統領の親書を捧呈し、之れを奏せんとす、天皇鳳凰の間に出御、之れを延見したまふ、」と述べる（500-1頁）。Irwin 公使夫妻は10月4日、皇后に謁してお暇を奏した（同、504頁）。1898年10月22日付 *JWM*によると、彼等は10月19日、横浜を出帆した Saikyo Maru（または Saikio Maru）で上海に向かった（422頁）。

ハワイ公使館の所在地

ハワイは当初東京に公使館を置かなかったが、Brown 代理公使及び Iaukea 特命全権公使はどこに居住したのであろうか。1887年（明治20年）、Irwin 公使の在任中、芝罘町5番地に移った。1887年1月版外交団リストでもこの住所は変わっていない。

11. オランダ（のち、兼スウェーデン・ノルウェー）

● 外交史料館資料

「在本邦各国公使任免雑件 蘭国之部」(6.1.8.4-4) / 「在本邦各国公使館員任免雑件 蘭国之部」(6.1.8.2-7)

「在本邦各国公使任免雑件 瑞典諾威国之部」(6.1.8.4-5) / 「在本邦各国公使任免雑件 瑞典国之部」(6.1.8.4-24) / 「在本邦各国公使館員任命雑件 諾威国之部 附 瑞典諾国之部」(6.1.8.2-17) / 「東京芝罘町一番地和蘭国公使館用トシテ貸渡一件」(3-12-1-82)

オランダの在日代表 (外交史料館史料 6.1.8.4-4 による。)

2	May	1867 ^A	Dirk de Graeff van Polsbroek	Consul General/Political Agent
23	March	1868 ^B		Chargé d'Affaires
4	January	1869	Dirk de Graeff van Polsbroek	Minister Resident
20	April	1870	Jhr. F.P. van der Hoeven	Minister Resident
9	July	1873	W.F.H. van Weckherlin	Minister Resident
16	July	1879	Jhr.E.W.F.Wttewaal van Soetweger	Minister Resident
26	July	1881	Johannes Jacobus van der Pot	Minister Resident

A 幕府に信任された日付。

B フランス公使と共に参内した日付。

(1) オランダの Dirk de Draeff van Polsbroek が 1867 年 5 月 2 日、代理公使として幕府に信任されたが、維新後まず代理公使として、つづいて弁理公使として明治政府に信任されたことは前述した (『外務省調査月報』2010 年度/No. 2, p.14)。

(2) 1868 年版人名録によると、van Polsbroek 公使には、次の 2 名の随員がいた。

L. T. Kleintjes (Chancellor at H.N.M.Legation)

De. Wringer 補助官 (Assistant)

すでに述べた通り、人名録は Kleintjes の住所として江戸では長應寺、横浜では弁天としている (『外務省調査月報』2012 年度/No.1, 44 頁)。

(3) van Polsbroek 公使は帰国することとなり、1869 年 2 月 10 日 (明治元年 12 月 29 日) 付の外国官副知事あて書簡で、北ドイツ連邦公使がオランダ公使の事務を兼ねることとなった旨通知した (『大日本外交文書』第 1 巻第 2 冊, 815-8 頁)。北ドイツ連邦公使は、例えば 1869 年 12 月 14 日 (明治 2 年 11 月 12 日)、この資格で下関事件の賠償金支払問題等に関し日本政府との連絡を行なった (同第 2 巻 3 冊, 342-3 頁)。

(4) van Polsbroek 公使の後任、Jhr. F.P. van der Hoeven 弁理公使が 1870 年 4 月 20 日 (明治 3 年 3 月 20 日)、信任された。『明治天皇紀』第二は、「蓋しフーフェンは前公使ポルスブロックが病を以て帰国したるに因り、其の後を承けて來朝したるなり、」と述べる (283 頁)。

『明治天皇紀』第二は、また 1871 年 12 月 2 日 (明治 4 年 10 月 20 日) の項で、van

der Hoeven 公使が「スウェーデン・ノルウェー國代辦公使を委任せられたりしが、今次さらに辨理公使を委任せられ、拜謁を請へるを以て」引見され、公使はスウェーデン・ノルウェー皇帝の命を言上して国書を捧呈した、と述べている（564-5 頁。なお、A 16. スウェーデン・ノルウェーの項を参照）。

van der Hoeven 公使は帰国することとなり、1872 年 9 月 27 日（明治 5 年 8 月 29 日）、お暇乞いのため拜謁を賜った（『明治天皇紀』第二、734 頁）。臨時代理公使を誰が務めたのかは明らかでない。

(5) van der Hoeven 公使の後任、W. F. H. van Wecherlin 弁理公使は、1873 年（明治 6 年）7 月 9 日、信任された（『明治天皇紀』第三、99 頁）。

同公使は、スウェーデン・ノルウェー弁理公使を兼摂することとなり、7 月 29 日、同国皇帝の国書を捧呈した（『明治天皇紀』第三、108 頁）。駐日オランダ公使は、ここにはじめて正式にスウェーデン・ノルウェー公使を兼ねることになった（A 16. スウェーデン・ノルウェーの項を参照）。

(6) van Wecherlin 弁理公使の後任、Jhr. E. W. F. Wttewaal van Stoetwegen 弁理公使は、1879 年（明治 12 年）7 月 16 日、信任された。『明治天皇紀』第四は、この日、明治天皇は、オランダ弁理公使兼スウェーデン・ノルウェー弁理公使として新任された同公使及びイギリスの Parkes 公使の 2 公使を引見されたことを記述しているが、その理由として、「是より先明治十年（注 1877 年）十月、和蘭國辨理公使 ウイ・エフ・ハー・ウェックヘルリン歸國し、久しく歸任せず、是の間パークス其の事務を代理せしが、今次ウェックヘルリン病を以て辭任し、新たにストートウェーゲン辨理公使として來朝せるを以て、國書を捧呈せんがため拜謁を請ふ」たことを挙げている。すなわち、von Wecherlin 公使は一時帰国する際、Parkes 公使にオランダ兼スウェーデン・ノルウェー公使の事務を委託したのである。『明治天皇紀』第四によると、Parkes 公使は参進してオランダ公使に代わって執った外交事務を新公使に交付せること等を言上し、また van Stoetwegen 公使が国書を捧呈したあと、Parkes 公使は同伴した新任のイギリス公使館一等書記官 J. Gordon Kennedy の氏名を披露した（『明治天皇紀』第四、707-8 頁）。

『明治天皇紀』第五の1881年(明治14年)2月2日の項を読むと、当時はロシアのDe Struve 特命全権公使がオランダ公使館事務代理であったことが判明する。この日、De Struve 公使は参内し、オランダ皇帝の親書を捧呈した(270-1頁)。同公使がオランダ公使館事務代理となった時期、経緯等については明らかでない。

(7) van Stoetwegen 公使はその任を解かれ、Joannes Jacobus van der Pot 弁理公使が後任として来日、1881年(明治14年)7月26日、信任された。同公使は、この日、オランダ皇帝の委任状及び前公使解任状並びにスウェーデン・ノルウェー皇帝の委任状を捧呈した(『明治天皇紀』第五、415頁)。

スウェーデンの第二皇子オスカー・カール・アウグストが来日し、1884年(明治17年)8月30日、同皇子が参朝した際、15人の随員の中に van der Pot 公使が含まれていた(『明治天皇紀』第六、280-1頁)。

(8) A5の項で述べたように、オランダ公使はデンマーク外交事務官を兼ねたと見られるが、詳細は明らかでない。

オランダ公使館の所在地

維新当時、オランダの仮公使館は芝伊皿子の長応寺にあった(『築地居留地』、63頁)。

横浜市編『横浜市史稿 政治篇』2によると、幕府は北仲通六丁目77に「オランダ長官事務所」を建築することとし、文久2年3月、すなわち1862年4月ごろ竣工したのでオランダ側に貸与した。(注「オランダ長官」は、拙見ではオランダ外交事務官を指す。すなわち、Dirk de Graeff van Polsbroek のことであろう。彼は、のち代理公使となった。)日本政府は1868年4月23日(明治元年4月1日)、これをオランダ公使館に売却したが、1875年、これを買戻したという(511頁)。

オランダ公使館は、山手居留地245番に移った。具体的にいつのことか判明しないが、1883年版人名録で住所がそうになっている。翌年版では244番となっているが、隣接の地所を手に入れたのかも知れない。

1883年(明治16年)、オランダ公使館は芝栄町神谷町に移った(東京都編『築地居留地』140頁)。さらに横浜山手71番へ引っ越した。1887年1月版外交団リストでは、van der Pot 公使及び van der Polder 書記官の住所は横浜山手町71番地となってい

る。van der Polder 医務官の住所は不明である。 (未完)

(筆者は愛知大学国際問題研究所客員研究員 (元外務省員))

[訂正]

本月報 2010 年度/No.2 及び 2012 年度/ No.1 につき、以下の通り訂正したい。多くは訂正というよりコメントに近い。

(1) 2010 年度/No.2 の拙稿 21 頁で述べたように、イギリスの Parkes 公使は 1868 年 5 月 22 日 (慶応 4 年閏 4 月 1 日)、明治天皇に信任状を捧呈し、イギリスは明治政府を正式に承認する最初の国となった。場所は大坂東本願寺であって西本願寺ではないので訂正する。なお、信任状捧呈の様様については『明治天皇紀』第一、685-7 頁、Satow, *A Diplomat....*, 第 31 章を参照。

(2) 2012 年度/ No.1 の拙稿 48-9 頁に、プロイセン (のち北ドイツ連邦) の在日代表のリストを掲げた。2007 年、Petre Pantzer und Sven Saaler, *Japanische Impressionen eines Kaiserlichen Gesanten : Karl von Eisendecker in Japan der Meiji-Zeit* (München : IUDICIUM Verlag und Tokyo : OGA Deutsche Gesellschaft für Natur- und Völkerkunde Ostasiens) が刊行されたが、同書の 389-390 頁にドイツの歴代駐日外交代表のリストが掲載されている。これと拙稿のリストを比較すると、1875 年 4 月 25 日、Max von Brandt 公使の離任後 Theodor von Holleben 公使が着任するまで、拙稿では Theodor von Holleben が臨時代理公使であったとしたが、*Japanische Impressionen ...* では在横浜総領事 Eduard Zappe が弁理公使の代理を務めた、任期は Karl von Eisendecker 公使が着任するまでの 2 ヶ月であった、としている (225 頁)。なお、*Japanische Impressionen...* は日本語のタイトル『明治初期の日本 ドイツ外交官アイゼンデヒャー公使の写真帳より』が併せ付され、本文もドイツ語及び日本語の双方で記述されている。

von Eisendecker 公使は 1875 年 (明治 8 年) 12 月 3 日に信任された (『明治天皇紀』第三、539-540 頁)。

(3) 同じく 2012 年度/ No.1 の拙稿 52 頁にオーストリア・ハンガリーの在日代表の

リストを掲載したが、パンツァー著、竹内精一・芹沢ユリア訳『日本オーストリア関係史』（創造社、1984年）は205-6頁に「日本駐在オーストリア・ハンガリー外交代表」と題する同様のリストを掲げている（204-5頁）。これにより、1877年（明治10年）5月、Ignaz von Schaffer 公使が離任、後任の Maximilian Hoffer von Hoffenfals 公使が信任されるまでの間、Karl Ritter von Boleslawsky が臨時代理公使として務めたことが明らかとなったので拙稿のリストに加えたい。なお、パンツァー教授の著書には「日本駐在オーストリア・ハンガリー領事」と題するリストも掲げられている（205-6頁）。これらリストで各外交代表及び領事官に付された日付は任命日であると解される。いずれのリストも『帝王国外国勤務年鑑』1897-1919年及び『宮廷と国家便覧』1874年以降の版によるとのことである。

〔付記3〕築地外国人居留地について

1. A7.で述べたように、米国公使館は1874年から1890年まで築地外国人居留地に置かれていた。しかし、築地居留地には米国以外の国も公使館・領事館を開設した。そこで、同居留地について若干の解説を加えたい。

1869年1月1日（明治元年11月19日）、東京が諸外国に開市され、築地に外国人居留地が開設された。築地居留地は本来の居留地（仮に「狭義の居留地」と呼ぶ。）とその南北の日本人街で指定された区画（「相对借り地域」という。）とで構成されていた。これを示したのが下図である（図の出典は東京都編『東京市史稿』第50〔1961年〕、256-7頁）。なお、狭義の居留地は現在の中央区明石町である。現在、その北にあった相对借り地域には入船一～三丁目、湊一～三丁目、また南にあった相对借り地域には築地三、六及び七丁目が起立している。

2. 開設当時、居留地ではまだ造成工事が始まっておらず、ここに居住を希望する外国人は居留地の北及び南の両側にある日本人街で指定された区画で適当な家屋を探し、家主と相対で交渉した上でこれを賃借するほかなかった。このような日本人街が「相対借り地域」である。(相対借り地域(南)の一部に築地ホテル館があり、1868年8月16日(慶応4年6月28日)、すなわち居留地の開設前から部分的にせよ開業していた。慶応8月または9月に全面的に開業したと考えられる、拙著『築地外国人居留地』39-41頁)

本来の居留地と指定された区域(狭義の居留地)及び相対借り地域には大名屋敷が多かったが、相対借り地域(南)には武家地のほか相当数の町屋があり、住民も多かった。東京開市後、築地居留地に置かれた外国公館として朝鮮国公使館並びにイギリス、オランダ及びポルトガル領事館があるが、いずれも相対借り地域(南)の南小田原町一、三または四丁目に設置された(本稿(4)の「補章 築地居留地にあった外国領事館」参照)。築地ホテル館が相対借り地域(南)にあったことがその一因であろう。

築地居留地はもともと1868年1月1日(慶応3年12月7日)、江戸開市と同時に開設される予定で、1867年11月26日(慶応3年11月1日)、「外人江戸二居留スル取極」が幕府及び諸外国公使の間に締結された。しかし、町屋の住民がなかなか立退きに応じないまま幕府による大政奉還となった。東京は1ヵ年の延期後に開市され、「外人江戸二居留スル取極」はほとんどそのまま生かされ、居留地建設工事は明治新政府に引継がれた。新政府は明治元年8月、まず武家地を公収し、屋敷を取壊した。(ただし、旧村上藩の中屋敷であった建物の母屋部分のみはそのまま残された。)狭義の居留地にあった町屋も立退かせ、ここに計52の地所が造成された。(撤去を免れた旧村上藩邸の地所には、31番及び32番の地番が付された。)

52の地所を対象とする第1回競売は1870年6月2日(明治3年5月4日)実施され、十数年経過した1884年(明治17年)3月になって行なわれた第7回競売でようやく全部の地所に借手がついた。狭義の居留地の一部に東京通商会社(図では「貿易商社」)があったが、1872年1月23日に移転し、その跡地は予備地とされた。52の地所がさばけたあと、ここに53番から60番まで八つの地所が新たに造成された。結局、築地居留地には計60の地所が造成されたことになる。

狭義の居留地が建設されたあとも相対借り地域は閉鎖されず、希望する外国人は引続き居住することを認められ、この状況は 1899 年（明治 32 年）7 月、陸奥改正条約の実施に伴う居留地制度の廃止まで継続した。なお、築地居留地開設までの経緯については、東京都編・刊『築地居留地』（1957 年）を参照されたい（26・104 頁）。

（筆者は愛知大学国際問題研究所客員研究員（元外務省員））